

委員に占める女性の割合が40%未満の審議会等に係る

要因と目標達成に向けた今後の方策

(参考)

第5次男女共同参画基本計画※における委員に占める女性の割合の成果目標及び調査結果

| 項 目 | 調査結果 [2021年9月30日現在] | 成果目標 (期限) |
|-------------------|------------------------|------------------------|
| 国の審議会等委員に占める女性の割合 | 42.3% | 40%以上、60%以下 (2025年) |

※令和2年12月25日閣議決定

| 府省庁 | 審議会等名 | 委員に占める女性の割合 (%) | 要因 | 目標達成に向けた具体的方策 |
|------------|----------|-----------------|--|--|
| 内閣府 (5) | 宇宙政策委員会 | 33.3% | 宇宙開発利用に関する政策に関する重要事項等を審議するためには、宇宙開発・利用及び関連分野に知見を有する者を委員にすることが必要であるが、これら分野においては女性の学識経験者等が少ないため。 | <p>今後は、関連分野における女性の学識経験者等をより積極的に委員に任命する。</p> <p>そのため、例えば、女性の学識経験者については経験年数等が相対的に少ない場合も任命するなどの工夫を行う。</p> |
| | 障害者政策委員会 | 33.3% | <p>今回の人選に当たっては、関係団体に対し積極的な女性候補推薦を依頼する等の取組を行ったものの、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体側において、性別に配慮しつつも、その知識経験等から最も適切に団体の見解等を代表して述べることができる者を候補として検討したこと ・障害者施策を審議する委員会として、委員選定に当たっては障害種別にも配慮しながら障害当事者等に参画いただく等の委員人選上の制約があること <p>等の理由から、40%以上に達しない結果となった。</p> | <p>次回の人選にあたって、委員に占める女性委員の割合が上昇するよう、引き続き団体への依頼等に努めてまいりたい。</p> |
| | 原子力委員会 | 33.3% | 原子力分野における、女性有識者の比率が低いため。 | 原子力関係団体等にヒアリングを行い、女性有識者候補の情報を収集する。 |

| | | | | |
|------------|------------------------|-------|---|--|
| | 沖縄振興 審議会 | 35.0% | 沖縄振興審議会は、学識経験者 14 名と、沖縄県知事を始めとする首長等 6 名により構成されており、前者については女性委員の割合が 50%（14 名中 7 名）に達しているが、後者については充て職（又は事実上の充て職）により全員が男性となったため、結果として 40%に達しない結果となっている。 | 次回の人選に当たっては、女性の学識経験者を一層積極的に委員に任命するよう努める。 |
| | 税制調査会 | 36.8% | 現在の任期開始時（令和 2 年 1 月 10 日）には 40%を超えていたが、女性委員 1 名がご自身の事情により辞職されたため 40%未満となった。 | 次回の改選時（令和 5 年 1 月予定）には女性割合の目標が達成されるよう男女共同参画基本計画等も踏まえて検討することとしたい。 |
| 金融庁 (1) | 証券取引等 監視委員会 | 33.3% | 金融庁設置法第 10 条において「委員会は、委員長及び委員二人をもって組織する。」と定められていることから、女性委員 1 名の場合は、委員に占める女性の割合が 33.3%となる。 | 女性の割合が 40%に達しない理由は左記のとおりであり、委員定数の増加には法律改正等が必要となる。 委員の選任に際しては、引き続き、性別のバランスに配慮する。 |
| 総務省 (1) | 総務省国立 研究開発法 人審議会 | 33.3% | 情報通信分野又は宇宙航空分野に関する学識経験のある者を委員候補としているところ、該当する女性候補者が少なく、結果として目標を達成できなかったもの。 | 次回以降の委員改選では、情報通信分野又は宇宙航空分野に関する学識経験者の人選について、産学官の横のつながりから候補者情報を得るなどして、女性候補者を確保できるよう努めることとする。 |
| 法務省 (3) | 法制審議会 | 31.6% | 法制審議会令において、「委員は、学識経験のある者のうちから、法務大臣が任命する」と規定されているが、女性の法律専門家がそもそも少ないのが現状であるため。 | 引き続き、性別のバランスに配慮するとともに、団体推薦による委員について、各団体等に対して、団体からの推薦に当たって協力を要請するなどにより女性委員の登用に務める。 |
| | 検察官適格 審査会 | 18.2% | 検察官適格審査会の委員については、検察庁法及び検察官適格審査会令（昭和 23 年政令第 292 | 成果目標にも留意しつつ、引き続き適正に委員の選任を行う。 |

| | | | | |
|-----------------|-------|---|---|--|
| | | | <p>号)において、国会議員6名(衆4名・参2名)、最高裁判所判事1名、日本弁護士連合会の会長、日本学士院会員1名及び司法制度に関し学識経験を有する者2名と規定されている。</p> <p>このうち、国会議員の委員については両議院においてそれぞれ選出する、最高裁判所判事及び日本学士院会員の委員についてはそれぞれ最高裁判所判事、日本学士院会員の互選によると規定されている上、当省において選任する学識経験者の委員についても、その選出時において女性の適任者がおらず、40%に満たなかったもの。</p> | |
| 検察官・公証人特別任用等審査会 | 36.4% | <p>検察官・公証人特別任用等審査会の委員については、検察官・公証人特別任用等審査会令(平成15年政令第477号)において、委員12人以内で組織することとされており、最高裁判所事務総長、日本弁護士連合会の会長の推薦する弁護士1人及び学識経験のある者と規定されている。</p> <p>現在の学識経験者委員のうち3名については、日本公証人連合会からの推薦によるため、当省において選任することはできない。また、当省において選任した現在の学識経験者委員6名については、任命している以上の女性の適任者がおらず、40%に満たなかったもの。</p> | <p>成果目標に留意しつつ、引き続き適正に委員の選任を行う。</p> | |

| | | | | |
|------------------|------------------------|-------|---|--|
| 厚生 労働省 (3) | 医薬品等 行政評価・ 監視委員会 | 22.2% | 委員の選考は、外部の有識者からなる選考委員会を設置し、関連学会・団体等からの候補者の推薦を受けた上で、具体的な委員の選考等を行った。関連学会・団体等への推薦依頼や選考委員会での委員候補の選任にあたっては、政府方針を明示し、女性の候補者選定に配慮することとしているが、第三者組織として医薬品行政を監視する目的と特性を達成する上で、委員候補の経験や専門性、利益相反の有無についても熟慮する必要があったため。 | 今後の委員の選定方法は本委員会において決定するが、今回と同様の方法で選定する場合は、選考委員会に対して政府方針等について引き続き十分に説明し、それを念頭に置いた選考を依頼するとともに、関係学会・団体等に対しても女性の候補者も推薦していただくよう求めていく。 団体推薦によらない選定となった場合は、選考委員会と相談の上候補者選定に係る調整を早めに行う。 |
| | 中央最低 賃金審議会 | 38.9% | 令和3年5月、使用者代表委員（女性委員）1名の交代により、女性委員割合40%を満たさなくなった。 (44.4%⇒38.9%) | 労働者代表委員及び使用者代表委員は、労使団体からの推薦に基づくものであることから、労使団体に対して、女性候補者を推薦いただくよう協力を求めるとともに、公益委員については、積極的に女性の登用を図るよう、候補者選定を早期から開始し、全体として女性委員割合40%の目標達成に向け取り組んで参りたい。 |
| | 中央社会 保険医療 協議会 | 20.0% | 本協議会は、医療保険における支払側委員と診療側委員とが保険契約の両当事者として協議し、公益委員がこの両者を調整するという三者構成となっているが、その委員（公益委員を除く）については、支払側と診療側それぞれの関係団体からの推薦に基づいて任命している。関係団体へは政府方針を伝え、女性の委員の推薦を求めているが、関係団体での委員候補の女性比率が低いことも要因と考えている。 | 関係団体へ政府方針を伝え、積極的に女性の委員候補者を推薦していただくよう求めるとともに、現在女性の委員を選出している関係団体へは、引き続き女性委員を推薦していただくよう求めていく。また、公益委員の任命に当たっては積極的に女性の登用を図るため、早めの調整を行っていく。 |

| | | | | |
|--------------|----------------|-------|---|--|
| 経済産業省 (1) | 中央鉱山保安協議会 | 14.3% | 本協議会は、鉱山保安法において、「学識経験者」「鉱業権者を代表する者」「鉱山労働者を代表する者」の3者からそれぞれ同数を任命すると規定されているが、「鉱業権者を代表する者」「鉱山労働者を代表する者」は男性に偏っているという状況にあるため。 | 要因に記載したとおり、本協議会は鉱山保安法によりその委員構成が定められており、鉱山業界が男性に偏っている状況ではあるが、引き続き、女性委員の候補者を模索していく。 なお現在、「学識経験者」「鉱業権者を代表する者」「鉱山労働者を代表する者」の3者からそれぞれ5名の委員を任命しているところ、1名の女性委員（学識経験者）が、令和3年2月に任期切れとなっているため、現時点の女性割合は14.3%（=2/14）となっているが、次回の協議会までに欠員の委員を女性委員とする予定。それにより女性割合は20.0%（=3/15）となる見込み。 |
| 国土交通省 (3) | 国土審議会 | 33.3% | 職務指定により衆議院及び参議院から指名され任命している委員10名のうち、女性が1名となっているため。 国会議員を除いた有識者等の委員については、20名のうち女性が9名（45.0%）となっている。 | 今後の改選のタイミングにおいて、女性有識者の積極的な登用を行うとともに、衆議院及び参議院に対し、女性委員の指名について、配慮の申し入れを行うなど、女性比率の向上を図る。 |
| | 国土開発幹線自動車道建設会議 | 11.1% | 職務指定により衆議院及び参議院から指名され任命している委員9名のうち、女性が1人となっているため。 | 衆議院及び参議院に対し、女性委員の指名について、配慮の申し入れを行うなど、女性比率の向上を図る。 |
| | 奄美群島振興開発審議会 | 36.4% | 職務指定である鹿児島県知事及び鹿児島県議会議長並びに鹿児島県大島郡町村会会長が現在3名とも男性であるため。 なお、首長等を除いた有識者の委員については、8名のうち女性4名（50.0%）となっている。 | 今後の改選のタイミングにおいて、女性有識者の積極的な登用を行い、女性比率の向上を図る。 |

| | | | | |
|------------|-------------------------------|-------|---|--|
| 環境省 (4) | 臨時水俣病 認定審査会 | 12.5% | 臨時水俣病認定審査会については、「水俣病に係る医学に関し高度の学識と豊富な経験を有する者」を任命することとしており、関係自治体の認定審査会における審査実績等を踏まえて任命しているところ、現在任命している者を除き、こうした条件を満たす女性有識者が現時点においていないため。 | 近年、関係自治体の認定審査会においても徐々に女性委員・専門委員が増加してきており、今後、当該有識者の、各審査会における審査実績等も踏まえて、女性委員を追加する方針。 |
| | 原子炉安全 専門審査会 | 37.5% | 原子炉安全専門審査会の審査委員は、原子炉に係る安全性に関する事項を調査審議するため、透明性・中立性を確保した上で、原子炉や放射線等の分野から学識経験のある者を選定することとしているが、こうした条件を満たす者が男女を問わず少ないため。 | 要因に記載のとおり状況の中、令和3年7月1日付けで2名の女性を審査委員に登用することができたことから、引き続き、女性比率を向上できるよう、適任者の調査等の努力を続けていく。 |
| | 核燃料安全 専門審査会 | 31.6% | 核燃料安全専門審査会の審査委員は、核燃料物質に係る安全性に関する事項を調査審議するため、透明性・中立性を確保した上で、核燃料物質や放射性廃棄物等の分野から学識経験のある者を選定することとしているが、こうした条件を満たす者が男女を問わず少ないため。 | 要因に記載のとおり状況の中、令和3年7月1日付けで2名の女性を審査委員に登用することができたことから、引き続き、女性比率を向上できるよう、適任者の調査等の努力を続けていく。 |
| | 原子力規制 庁国立研究 開発法人 審議会 | 16.7% | 国立研究開発法人審議会の審査委員は、独立行政法人通則法に基づき、中長期目標の策定や変更、業績評価等を行うにあたり意見を聴くため、透明性・中立性を確保した上で、原子力規制に関する学識経験を有する者を選定することとしているが、こうした条件を満たす者が男女を問わず少ないため。 | 要因に記載のとおり状況であるが、引き続き、女性比率を向上できるよう、適任者の調査等の努力を続けていく。 |

| | | | | |
|------------|-------------|-------|---|--|
| 防衛省 (1) | 防衛人事 審議会 | 25.0% | <p>防衛人事審議会は、防衛省組織令第51条に掲げる事務を掌るため、防衛人事審議会令の規定に基づき、学識経験のある者で構成された審議会である。</p> <p>同審議会の所掌事務は、専門性を有するとともに、公正かつ均衡を図る観点から、法曹界、学界、報道界、官界、経済界の学識経験者の中から任命している。</p> <p>委員選定にあたっては、女性委員の登用の拡大も見据えて行っているものの、学識経験者の御理解や御都合により当方の希望通りにいかない場合もあり、結果的に女性委員登用の成果目標に至っていないものである。</p> | <p>委員の改選もしくは補充を実施する際に現委員や各界の関係団体に女性の学識経験者の紹介を特段に依頼する。また、内閣府の女性リーダー人材バンクを活用し、女性の学識経験者に積極的に打診する。</p> |
|------------|-------------|-------|---|--|

(注) 府省庁別欄における()内の数字は、府省庁別の審議会等委員に占める女性の割合が40%未満の審議会等の数。